

介護保険料の納め方

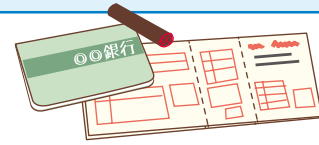
納め方は受給している年金*の額により普通徴収と特別徴収に分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。*受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

普通徴収

年金が年額**18万円未満**の方 → **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます

●栗東市から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、
介護保険料の口座振替が便利です。



口座振替が
便利ね



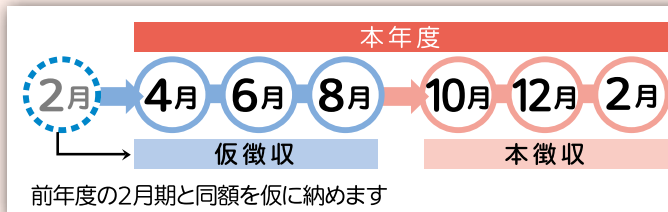
手続き

- ①通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
- ②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
※口座振替の開始は、通常、市役所にて受理した翌月からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

年金が年額**18万円以上**の方 → 年金から**【引き去り】**になります

●保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に年6回に分けて引き去りになります。

65歳以上の方の保険料は、6月以降に確定します。そのため、4月、6月、8月は、暫定的な額での徴収(仮徴収)となります。通常は、前年度の2月期と同額です。



●特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月～1年後から保険料が引き去りになります。

年金から引き去りになる方には、栗東市から事前に介護保険料特別徴収開始のお知らせが送られますので、金額や引き去りされる月日等をご確認ください。

特別徴収

こんなときは、
一時的に納付書
で納めます！

- 年度途中で介護保険料が増額になった(増額分を納付書で納めます)
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

介護保険料を滞納すると？

【1年間滞納した場合】

サービスを利用したとき、いったん利用料の**全額を自己負担**しなければならなくなります。(7～9割相当分は後で栗東市から払い戻されます。)

【1年6カ月間滞納した場合】

栗東市から払い戻されるはずの給付費(7～9割相当分)の**一部または全部を一時的に差し止める**などの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、**差し止められた額から保険料が差し引かれる**場合もあります。

【2年以上滞納した場合】

本来1～3割である自己負担割合が**3割(自己負担割合がもともと3割の方は4割)に引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったり**します。

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1～3割である利用者負担が3割または4割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。



介護保険は老後の安心をささえるみんなの制度です

65歳以上の方(第1号被保険者)の



介護保険の保険料

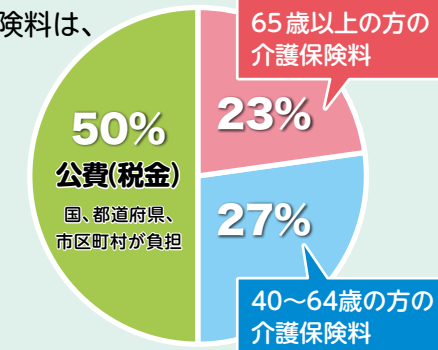
2019
～
2020
年度版

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも自分らしくいきいきと暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというしくみです。

介護保険の財源

40歳以上の方が納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

負担割合は、65歳以上の方と40～64歳の方の人口比率などをもとに決められます。65歳以上の方の負担割合は、2018年度から23%になりました。



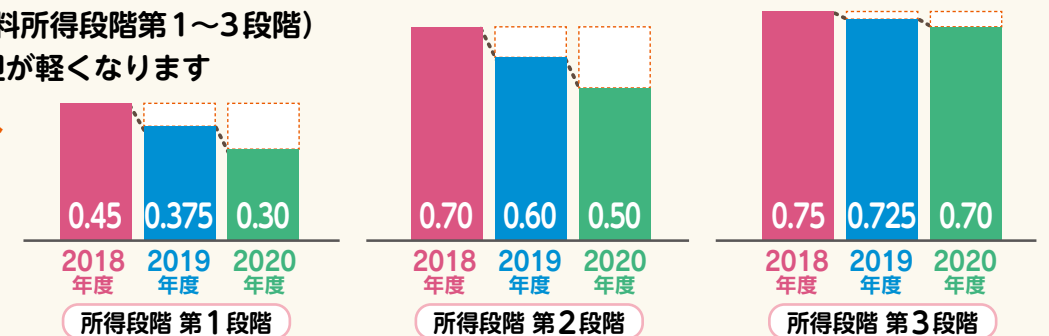
一人ひとりの保険料は
介護保険の
大切な財源です。
みなさまの
ご理解とご協力を
お願いいたします。

2018～2020年度の介護保険料のイメージ図

住民税非課税世帯(保険料所得段階第1～3段階)の方の介護保険料の負担が軽くなります

公費による軽減分

棒グラフの中の数字は、
保険料基準額に
対する調整率



栗東市

TEL.077-551-0281

介護保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

栗東市で必要な
介護サービスの総費用

×

65歳以上の方
の負担分 23%

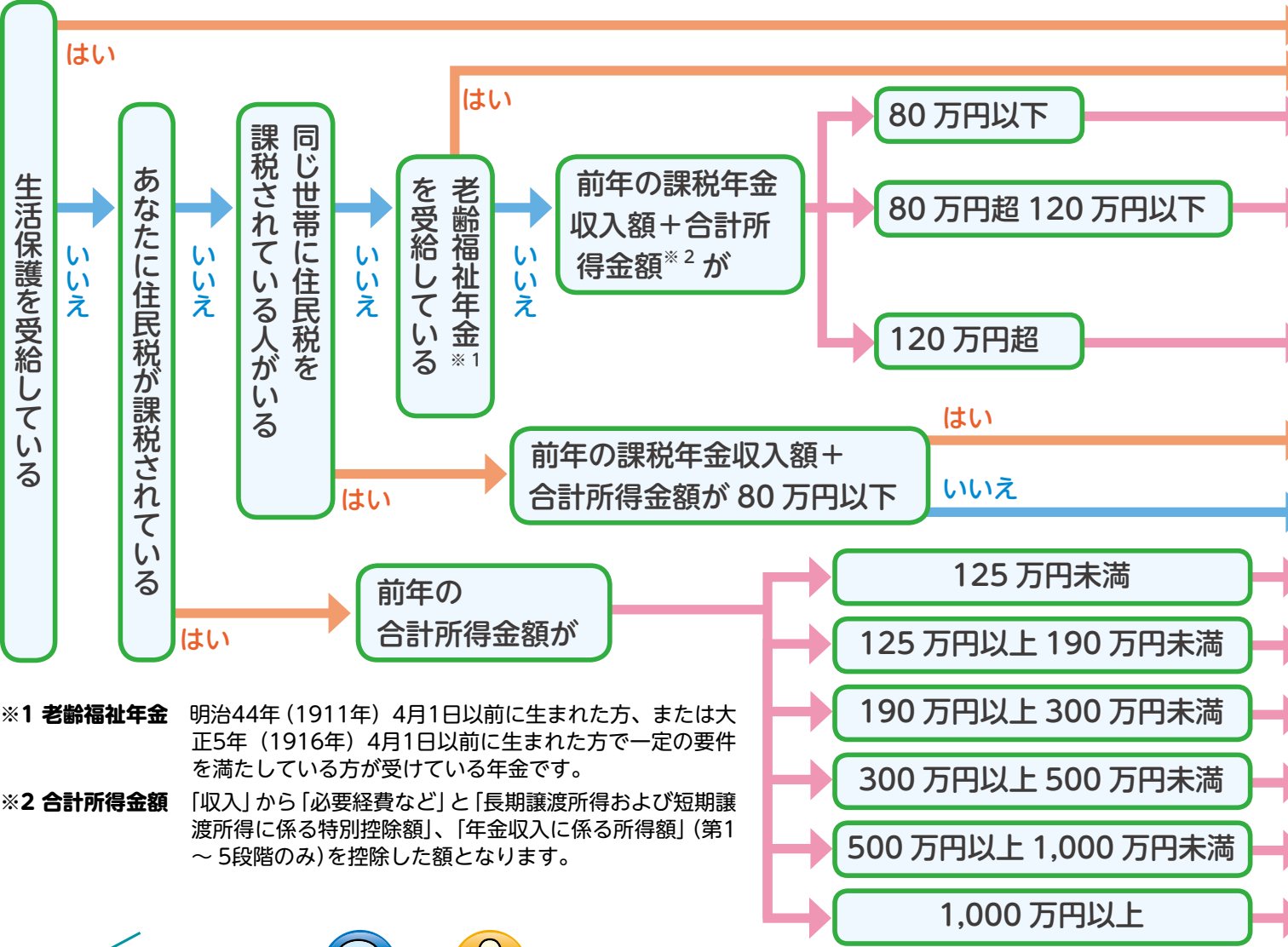
÷

栗東市に住む
65歳以上の方の人数

=

栗東市の2018～2020年度の保険料の基準額 70,680円(年額)

あなたの介護保険料は？



※1 老齢福祉年金 明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」と「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」、「年金収入に係る所得額」（第1～5段階のみ）を控除した額となります。

この「基準額」をもとに、所得に応じた負担となるように、11段階の保険料に分かれます。

保険料段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金(※1)受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が80万円以下の方	2019年度 基準額 × 0.375	26,505円
		2020年度 基準額 × 0.30	21,204円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	2019年度 基準額 × 0.60	42,408円
		2020年度 基準額 × 0.50	35,340円
第3段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	2019年度 基準額 × 0.725	51,243円
		2020年度 基準額 × 0.70	49,476円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.85	60,078円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額 × 1.00	70,680円 (月額5,890円)
第6段階	本人が住民税課税で 合計所得金額が125万円未満の方	基準額 × 1.20	84,816円
第7段階		基準額 × 1.35	95,418円
第8段階		基準額 × 1.50	106,020円
第9段階		基準額 × 1.70	120,156円
第10段階		基準額 × 1.95	137,826円
第11段階		基準額 × 2.15	151,962円

介護保険 Q & A

Q

保険料はいつから納め始めるのですか？

A

保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

例

●8月1日が65歳の誕生日の方 → 7月分から納めます
●8月2日が65歳の誕生日の方 → 8月分から納めます

Q

介護保険料は、いつから特別徴収(年金から引き去り)になりますか？

A

新たに65歳になった方や、市外から転入してすぐの方の特別徴収の開始時期は、65歳になった時期、年金保険者の裁定等によって異なります。特別徴収の開始は通知書でお知らせします。

Q

サービスを利用していないのですが、介護保険料は納めないといけませんか？

A

65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービス費をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。介護保険制度を維持していくためにも、確実に納めていただくをお願いします。

